

柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例

逐条解説

第1章 総則

【名称】

柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例

【解説】

柳井市市民協働参画条例策定検討会からのご意見をもとに、市民参画と協働を強化し、繋がりのあるまちづくりが推進していけるよう、この名称を用いました。

【前文】

私たちのまち柳井市は、瀬戸内海に面し温暖で穏やかな気候に恵まれ、古くから多くの人々がこの地で生活を営んできた。そして県南東部における海上交通の要衝として、また豪商が軒を連ねる商都と称され、今日まで経済、文化の中心的都市として発展してきた。

現在は、市民活動団体やコミュニティ団体等が、このまちや地域をより良くしたいとの思いから、自主的・主体的にまちづくりに取り組んでいる。

しかし近年は、少子化・高齢化、人口減少が進み、私たちの暮らしを取り巻く環境も大きく変わろうとしている。今、どのようにしてこの美しい故郷を守り、持続可能なまちを実現していくか、私たち自身の覚悟と姿勢が問われている。

私たち柳井市民は、先人が守り伝えてきた歴史と文化を守り、永続的な地域社会の発展のため、市民と行政が共に考え（参画）、共に行動する（協働）ことを願い、柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例をここに制定する。

【解説】

冒頭、地域の特性について述べています。柳井市が瀬戸内海に面し、温暖で穏やかな気候に恵まれた地域で、発展してきたまちの経緯を描写しています。古くから海上交通の要衝として商都として栄え、今日まで県南東部の中心的都市として発展してきました。こうした背景が、まちづくりにおける地域の特徴を表しています。

次に、現在の市民活動の状況について述べています。市民活動団体やコミュニティ団体が自主的・主体的にまちづくりに取り組んでおり、地域社会の発展に貢献しています。

しかし、少子化・高齢化、人口減少などの課題が進行しており、これにより私たちの暮らしを取り巻く環境も大きく変わろうとしています。このような状況に対して、どのようにして持続可能なまちを実現していくかが問われていると述べています。

最後に、柳井市民が先人から受け継いできた歴史と文化を守り、永続的な地域社会の発展を目指して、市民と行政が共に考え（参画）共に行動する（協働）ことの重要性を強調しています。そして、この理念に基づいて、柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例を制定することを宣言しています。

この条例は、地域社会全体が協力し、持続可能な地域社会の実現と、未来への道を築くための指針として位置付けています。

【目的】

第1条 この条例は、市民参画と協働によるまちづくりを推進するために必要な基本的事項を定めることにより、市民がまちづくりに主体的かつ積極的に参加し、将来にわたり持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

第1条は、市民参画と協働のまちづくりを促進するための目的を規定しています。この規定の目的は、市民がまちづくりに関して主体的かつ積極的に参加し、将来にわたり持続可能な地域社会を実現することを目指しています。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人、法人その他の団体

(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民参画 市民が、市政に関する施策の立案から実施及び評価までの過程に参加することをいう。

(4) 協働 地域社会の課題解決及び活性化のために、市民及び市長等がそれぞれの役割と責任を担い、協力し合うことをいう。

(5) パブリックコメント 市の基本的な政策を立案する過程において、その立案に係る政策の趣旨、内容等を広く市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

(6) 審議会等 市政運営上一定の役割を担うために組織化された機関であって、次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により、法律又は条例の規定に基づき設置された附属機関

イ 市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した私的諮問機関
(7) ワークショップ 特定のテーマ又は課題に対応するため、具体的課題の抽出、解決等について、集団による共同作業や話し合いを通じて意見等の集約を図る手法をいう。

(8) コミュニティ活動 地縁又は共通の関心等によってつながった多様な組織及び集団が、身近な社会的課題を解決するために行う自主的で自立的な活動をいう。

(9) 市民活動 市民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動であり、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教・政治活動を主たる目的とする活動

イ 選挙活動を目的とする活動

ウ 営利を目的とする活動

(10) スクール・コミュニティ 学校を核として、学校と市民とが相互の結びつきを深め、協働してまちづくりを行うことをいう。

【解説】

本条では、解釈上の疑義をなくすため、条例中に用いられる言葉の意味をあらかじめ規定しています。

<第1号>

「市民」とは、住所が本市にある者、通勤・通学者、そして本市で事業や活動を行う個人や法人、団体を包括する概念となっています。

<第2号>

「市長等」とは、地方自治体の重要な行政機関や委員会をいいます。

<第3号>

「市民参画」とは、市民が市政に関する施策の策定から実行、評価まで市民が主体的に参加することをいいます。

<第4号>

「協働」とは、地域課題の解決と活性化のために、市民と市長等がそれぞれの役割と責任を共有し、協力し合い、取り組むことをいいます。

<第5号>

「パブリックコメント」は、市が計画等を公表し、市民から広く意見提供を受け、検討し結果も公表する手続きです。

<第6号>

「審議会等」は、法令に基づき設置された附属機関や、市長等が市政運営に関する意見を聴取する私的諮問機関をいいます。

<第7号>

「ワークショップ」は、特定のテーマに対応するため、集団での共同作業・話し合いを通じて意見集約を図る手法をいいます。

<第8号>

「コミュニティ活動」は、地域や共通の関心によって結ばれた多様な組織・集団が、身近な社会課題を解決するために行う自主的で自律的な活動をいいます。

<第9号>

「市民活動」とは、「山口県県民活動促進基本計画」における県民活動団体の定義に準じ、定義しています。形態としては、「NPO法人」、「法人格のないボランティア団体や市民活動団体」、「地域の住民組織、コミュニティ活動組織」としています。

<第10号>

「スクール・コミュニティ」とは、学校を核として、市民が交流を深め、新たな絆を生み出し、生涯にわたる人づくりを学校、家庭、地域が一体となって推進していく地域のことです。

【情報共有】

第3条 市民及び市長等は、市民参画と協働を拡充推進するため、情報共有に努めるものとする。

【解説】

市民や市長等は、市民参画と協働を促進するために情報共有に努めることが求められています。市長等は市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速に提供し、市民参画の促進と透明な市政運営を目指します。

第2章 市民参画

【市民参画の拡充推進】

第4条 市長等は、積極的に市政への市民参画の機会を設け、市民の意見等を施策に反映するよう努めるものとする。

2 市民及び市長等は、相互の信頼関係の下、自らの役割と責任を認識し、積極的に市民参画の拡充推進に努めるものとする。

【解説】

市長等は積極的に市政への市民参画の機会を設け、市民の意見を施策に反映させるよう努めなければなりません。市民と市長等は、相互の信頼関係のもとで、各自が担うべき役割と責任を認識し、積極的に市民参画に取り組むことが求められています。市政において市民の声がよ

り具体的かつ有効に反映され、市民と行政との連携が強化されることが期待されています。

【市民参画の対象】

第5条 市長等は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けなければならない。

- (1) 市の長期構想及び市行政の各分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正に係る案の策定
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の策定又は変更

2 市長等は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画の拡充推進に努めるものとする。

3 市長等は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参画の対象としないものとする。

- (1) 軽微なもの
- (2) 定型的又は経常的に行うもの
- (3) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (4) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収等に関するもの
- (5) 市長等の内部の事務処理に関するもの
- (6) 施設等の設置及び管理運営に関する条例等の制定又は改廃を行うもの
- (7) 緊急その他やむを得ない理由があるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

4 市長等は、前項第7号の規定により市民参画の機会を設けなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民に対し、これを説明しなければならない。

【解説】

第5条では、市長等が特定の事項を実施しようとする際に、市民参画の機会を設けることが規定されています。

第1項では、市長等が市の長期構想や基本的な計画の策定・変更、市民に義務を課したり権利を制限する内容を含む条例の制定・改正、公共施設の建設に係る基本計画の策定・変更を行う場合は、必ず市民参画の機会を設けなければならないと定めています。

市長等はこれに限らず、他の施策についても市民参画を拡充推進することが求められます。ただし、軽微なものや定型的なもの、法令に基づくもの、市税や内部事務処理に関するものなどは、市民参画の対象外としています。なお、緊急ややむを得ない理由がある場合も例外とされ、市民参画の機会を提供しなかった場合には、市民からの要求に応じて説明責任があること

を規定しています。

【市民参画のための手法】

第6条 市民参画のための手法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 審議会等の会議（以下「会議」という。）の開催
- (3) アンケートの実施
- (4) 説明会の開催
- (5) ワークショップの実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める手法

2 市長等は、より効果的で新たな市民参画のための手法について、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

【解説】

第6条では、市民参画のための手法が具体的に列挙されています。これらの手法は以下の通りです。(1)パブリックコメント、(2)審議会等、(3)アンケート、(4)説明会、(5)ワークショップ。また、これらに限らず市長等が特に認める手法も用いることとしています。

市長等は、より効果的かつ新たな市民参画手法を模索するために、必要な調査研究を行うよう努めなければなりません。市民参画は単なる意見聴取だけでなく、多様な手法を用いて市民との積極的で効果的なコミュニケーションを行い、市民が意見を提案しやすいよう工夫することが必要です。

【市民参画の実施】

第7条 市長等は、前条第1項各号に掲げる市民参画のための手法のうちから、事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

2 市長等は、市民参画を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を求めるため、特に必要があると認められるときは、複数の手法を併用すること。
- (2) 特定の地域を対象とする施策については、対象となる地域に関わりのある市民が参画できるようにすること。

【解説】

第7条は、市民参画の実施方法に関する規定です。この条文では、市長等は市民参画のための手法の中から、事案の内容に応じて効果的なものを選択し、適切な時期に実施することを求めています。

また、市民参画を実施する際には、以下の事項に留意する必要があります。まず、市民の多

様な意見を求める場合は、特に必要がある場合には複数の手法を併用する。これにより、より多くの人々の意見を反映させることができます。

さらに、特定の地域を対象とする施策については、その地域に関わりのある市民が参画できるようにすること。これにより、地域の特性や課題に適した意見や提案を得ることができ、地域の発展に資することが期待できます。

【公表】

第8条 市長等は、市民参画を拡充推進するに当たっては、次の各号のいずれかに掲げる方法により、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するものとする。

- (1) 市の窓口での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

【解説】

第8条は、市長等が市民参画を拡充推進する際に公表する方法を規定しています。公表の方法は、以下のいずれかの方法を選ぶことができます。まず、市の窓口での閲覧、また、市のホームページや広報紙への掲載も公表手段の一つです。さらに、市庁舎や市の区域内の適当な場所における掲示も行われます。さらに、前述の方法に加えて、効果的に周知できる方法もできるとしています。実施後は、実施の結果も公表することを求めています。この条文は、市民参画の透明性と市民への情報提供を確保するための規定となっています。

【パブリックコメントの対象】

第9条 市長等は、第5条第1項及び第2項に掲げる事項のうち、広く市民から意見等を求める必要がある事項について市民参画を実施しようとするときは、パブリックコメントを含めて実施しなければならない。

【解説】

第9条は、市長等が市民からの意見を求める必要がある事項において、市民参画を実施しようとする場合に、パブリックコメントを含めて実施しなければならないことを規定しています。この条文は、市民の参加を重視し、市政の意思決定において透明性と公正性を確保するための措置として設けています。パブリックコメントは、市民の声や関心事を反映させる重要な手段であり、市民と行政との間で対話を促進し、より包括的かつバランスの取れた政策の形成に役立つものとなります。

【パブリックコメントの実施】

第10条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、対象とする計画等の素案等を公表しなければならない。

2 市長等は、素案等を公表するときは、次に掲げる事項を記載した概要を付するよう努めなければならない。

(1) 策定の趣旨、目的及び背景

(2) 素案等の概要

(3) 素案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画等の策定又は変更にあつては、上位の計画等の概要

ウ その他必要な資料

3 市長等は、パブリックコメントの実施により提出された意見等を十分考慮して、意思決定を行うものとする。

4 市長等は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する市長等の考え方並びに修正した内容(素案等を修正した場合に限る。)を公表するものとする。ただし、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 賛否の結論のみを示した意見

(2) 対象とする計画等に合致しない意見等

(3) パブリックコメントの実施の際に指定した手続を経ないで提出された意見等

(4) 柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例(平成17年柳井市条例第18号)第6条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に該当する意見等

5 市長等は、パブリックコメントを実施したにもかかわらず意見等の提出が無かった場合は、その旨を公表しなければならない。

【解説】

第10条は、市長等がパブリックコメントを行う際の手続きを規定しています。まず、市長等がパブリックコメントを行う場合は、関連する計画などの素案を公表し、この素案には、策定の趣旨、目的、背景、概要などが含まれ、市民が理解できるように関連する資料も添付します。

その後、市長等は公表された素案に対する市民からの意見を受けて、計画に関する決定を行います。そして、その決定が下されたら、提出された意見と市長等の考え方、修正された内容などを公表しなければなりません。ただし、特定の条件下では公表が免除されます。

たとえば、賛否の結論のみの意見や計画に合致しない意見、指定手続を経ずに提出された意見、特定の情報に該当する意見などは公表の対象外です。

また、市長等がパブリックコメントを実施しても意見が提出されなかった場合は、その旨も

公表します。このように、第10条は透明性と市民参加を促進するための手続きを規定しています。

【審議会等】

第11条 市長等は、審議会等の構成員については、審議会等の設置目的を踏まえ、幅広い層から必要な人材を選定するとともに、公募等により選定された者を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により構成員の構成が定められていることその他の理由がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、会議を開催する場合は、開催日時、場所等を公表しなければならない。ただし、緊急に開催するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 非公開情報に関し審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められるとき。

4 市長等は、第5条第1項に規定する事項に関するものその他市民参画が求められる事項に関する会議が開催されたときは、会議録を公表するものとする。

【解説】

第11条は、市民からの広範な意見を政策に反映させるための具体的方法を定めています。この条文は、市民が直接政策形成に参加することの重要性を認識し、公平な参画の機会を提供することを市の責務として明記しています。以下に、各項目に対する解説を示します。

<第1項>

委員の選任 審議会等の目的に沿った適切な人材を選出し、市政に幅広い者の声を反映させることを目指します。また、公募を通じて選ばれた委員への参加を積極的に促進します。ただし、法令によって委員の構成に特別な要請がある場合は、この限りではありません。

<第2項>

会議の公開 会議の開催日時や場所は、原則として事前に公表する必要があります。しかし、緊急性などやむを得ない事情がある場合には、公表せずに会議を開くことが可能です。

<第3項>

会議の非公開の例外 会議は原則公開が求められますが、一定の例外が認められています。非公開情報によって審議するときや会議公開によって公正な議事運営に支障が出ると認められた場合、非公開で行うことが許されます。

<第4項>

会議録の公表 市民参画の対象となる審議会等の会議が開催された際には、会議録を公表す

ることで、市政の透明性を高めることができます。

第3章 協働によるまちづくり

【協働によるまちづくりの拡充推進】

第12条 市民及び市長等は、前文に掲げる理念に基づき、協働によるまちづくりを拡充推進するよう努めるものとする。

【解説】

この条文は、前文に掲げる理念に基づき、協働によるまちづくりを拡充推進することを求めています。各分野が連携し、市民が自由に提案できる仕組みや、多様な団体や事業者等、行政の共同プラットフォーム構築が必要です。お互いが協力し合い、協働によるまちづくりを拡充推進すること、また、お互いの特性や立場を尊重することが重要で、そうした認識を深めながらまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【市民の役割】

第13条 市民は、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むとともに、社会との調和に努め、必要に応じ市長等及び他の市民と適切な役割分担の下で連携し、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、協働によるまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

【解説】

第13条は、「市民の役割」に焦点を当て、協働のまちづくりに関して市民が果たすべき役割について規定しています。まず、市民は自主的かつ主体的にまちづくりに参加し、社会との調和に努め、自ら進んで地域の課題やニーズに対処し、地域社会の向上に寄与することが求められます。

第2項では、市民は協働によるまちづくりに関する理解を深めるよう努めることが求められています。地域の課題等についての理解を深め、他の市民とのコミュニケーションを通じて共通の目標を理解し合うことが、協働によるまちづくりの推進に必要であり期待されています。

【市長等の役割】

第14条 市長等は、市民が培った技術、経験等が活かされる協働の仕組みづくり及び環境整備に努めるものとする。

【解説】

第14条は、「市長等の役割」に焦点を当て、市民が培った技術や経験が活かされるための協働の仕組みづくりと環境整備に市長等が努めることを規定しています。この条文は、市長等や市民が地域社会の発展に寄与する市民の技術や経験を積極的に活用することの重要性を強調しています。

市長等は、協働の仕組みを整備することで市民の主体的な参加を促進し、地域社会全体の資源を最大限に活かすことが期待されています。客観的な評価が行われることで、市民は自らの貢献が認識され、モチベーションが向上する可能性があります。

また、環境整備により、市民が協働に参加しやすい条件が整えられます。市長等が積極的に協働の環境整備に取り組むことで、地域社会全体の協力関係が強化され、持続可能なまちづくりが進むことが期待されています。

【やない市民活動センターの役割】

第15条 やない市民活動センターは、協働によるまちづくりを推進していくため、市民の自主的、自発的活動を支援する。

【解説】

この条文は、この条例において、市民活動センターの役割を明確に位置づけるものです。市民活動センターは、協働によるまちづくりを推進していくための重要な拠点として位置づけられています。具体的には、市民の自主的・自発的活動を支援することが、市民活動センターの主な役割となります。これには、活動の場の提供、情報提供、資金支援など、様々な支援策が含まれます。市民活動センターは、市民の自発的活動を後押しし、地域課題の解決や地域の活性化につなげていくことが期待されています。また、市民活動センターは、市民と行政の協働を推進する中核的な役割も担います。このように、市民活動センターは、この条例の理念を具現化する重要な存在であり、地域の活性化と協働によるまちづくりの実現に向けて、大きな役割を果たすことが期待されています。

第4章 コミュニティ活動

【自主自立のコミュニティ活動のための環境整備】

第16条 市民及び市長等は、市民が各地域におけるコミュニティ活動及び市民活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）を継続して行えるよう、環境整備に努めるものとする。

2 市長等は、スクール・コミュニティによるまちづくりの実現に向け、市民のスクール・コミュニティへの参画の推進に努めるものとする。

【解説】

第16条は、「自主自立のコミュニティ活動のための環境整備」に焦点を当てており、市民が各地域で地域コミュニティ活動を継続して行えるようにするための努力を市民と市長等に求めています。

この条文では、市民及び市長等が地域コミュニティ活動を促進するために環境整備に取り組

むことが求められています。地域コミュニティ活動とは、市民が地域で連携し、様々なイベントやプロジェクトを通じて地域社会の発展や良好な人間関係の構築を目指す活動を指しています。

また、第2項では市長等が推進するスクール・コミュニティの実現に向けた支援を行い、市民のスクール・コミュニティへの参画を推進するよう努めることが規定されています。これは、教育と地域社会の連携を強化し、学校と地域との一体感を促進することを目指すものであり、市長等がその推進に積極的に取り組むことが期待されています。このような取り組みにより、自主自立のコミュニティ活動が促進され、地域社会の結束が強化されることが期待されます。

【人材の育成支援】

第17条 市長等は、地域コミュニティ活動等に関して市民が広く学べる機会を設けるなど、地域コミュニティ活動等を担う人材の育成に必要な環境整備に努めるものとする。

【解説】

第17条は、「人材の育成支援」に焦点を当てており、市長等が地域コミュニティ活動に参加する市民が広く学べる機会を提供し、地域コミュニティ活動を担う人材の育成に必要な環境を整備するよう努めることを規定しています。

この条文は、地域コミュニティ活動に参加する市民が活動を通じて学び、成長できるような機会を提供し、ワークショップ、セミナー等の様々な学習イベントを通じて市民がスキルや知識を習得できるようにすることが含まれます。

また、地域コミュニティ活動を支えるためには、それを担う人材の育成が重要です。市長等は、これらの担い手が必要なスキルやリーダーシップを発揮できるよう、環境を整備することが期待されています。

【活動の場の提供等】

第18条 市長等は、身近な公共施設等を活用し、地域コミュニティ活動等の場の提供等に努めるものとする。

【解説】

第18条は、「活動の場の提供等」に焦点を当て、市長等が地域コミュニティ活動等の場を提供するための施策を規定しています。

市長等は、身近な公共施設等を活用しコミュニティ活動を展開できる環境を整備することで、市民参加を促進する効果が期待されます。

【活動資金等の支援】

第19条 市長等は、地域コミュニティ活動等の自立性を妨げない範囲内で、その活動に要する資金の助成その他財政的支援に努めるものとする。

【解説】

第19条は、「活動資金等の支援」に焦点を当てており、市長等が地域コミュニティ活動の自立性を損なわずに、その活動に必要な資金を助成し、他の財政的な支援を提供する方針を規定しています。

この条文は、市長等が地域コミュニティ活動が持続的かつ効果的に行われるように、財政的なサポートを提供することを示しています。資金の助成や財政的支援は、地域コミュニティが様々な事業を実施し、地域社会の発展に寄与するために不可欠です。

市長等は地域コミュニティが財政的な課題に直面せず、持続可能な形で活動できるようにサポートすることが求められています。

【施策の総合的な実施】

第20条 市長等は、地域コミュニティ活動等の推進に関する施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

【解説】

第20条は、「施策の総合的な実施」に焦点を当て、市長等が地域コミュニティ活動の推進に関する施策を包括的かつ統合的に実施することを規定しています。

この条文は、地域コミュニティ活動等に関連する様々な政策や取り組みを断片的ではなく、総合的に展開し、組み合わせることを求めています。

地域全体の発展と市民の幸福に寄与するために、総合的な視野で施策を展開することが重要とされています。

【合意形成】

第21条 市民及び市長等は、各地区コミュニティ等の身近な地域における環境保全、福祉の増進等の地域社会の課題解決及び活性化に向けて、円滑な合意形成ができるよう取り組むものとする。

2 市長等は、前項に規定する合意の形成の過程において、必要な支援に努めるものとする。

【解説】

第21条は、「合意形成」に焦点を当て、市民と市長等が各地区コミュニティの地域社会における課題解決や活性化に向けて円滑な合意形成を図るよう規定しています。

この条文は、地域社会における様々な課題やニーズに対して市民と市長等が協力して解決策を見出し、合意形成を進めることが求められています。具体的な内容としては、環境保全や福祉の増進など、これらの地域課題に対して市民と市長等が協働して取り組む姿勢が示されています。

第2項では、市長等が合意形成の過程で必要な支援に努めることが規定されています。これは、市民が適切な情報を得るために市長等がサポートする姿勢を強調しています。市長等が市民の合意形成に対して適切なサポートを提供することで、地域社会全体が協力して課題解決に

取り組む環境が整えられます。

この条文は、市民と市長等が連携して地域の発展に向けた合意形成を進め、地域社会をより良い方向に導くことを促しています。

第5章 雑則

【委任】

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第22条は、関係するルール等への委任について定めています。条例だけでなく、規則、要綱、計画等があります。そのような関係するルールや制度及び個別の事業等を、体系的かつ適切に運用し、継続的に取り組んでいくことを定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日に既に実施され、又は実施のための準備が進められており、相当の理由により市民参画のための手法を実施することが困難と認められる市長等の施策については、この条例の規定は、適用しない。

【解説】

「附則」において、まず第1項ではこの条例の「施行期日」を定めています。

次に、第2項では、既に施行されているか、施行の準備が進められていて、市民参画の手法を実施することが困難な市長等の施策については、この新しい条例の規定が適用されない旨を述べています。